

いばらき身障者等用駐車場利用証交付基準

○身体障害者・・・身体障害者手帳を確認

区分		等級	
視覚障害		4級以上	
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害	3級以上	
	平衡機能障害	5級以上	
肢体不自由	上肢	2級以上	
	下肢	6級以上	
	体幹	5級以上	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級以上
		移動機能	6級以上
内部障害	心臓機能障害	4級以上	
	じん臓機能障害	4級以上	
	呼吸器機能障害	4級以上	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	4級以上	
	小腸機能障害	4級以上	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上	
	肝臓機能障害	4級以上	

○身体障害者以外の者・・・以下の各手帳、医師の診断書等を確認

知的障害者	療育手帳の障害の程度が「A」及び「㊤」
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」の方
要介護者	介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護1」以上の方
難病患者	指定難病特定医療費受給者証等を交付された方 小児慢性特定疾病医療受給者証を交付された方
妊産婦	母子健康手帳を交付された方で妊娠7ヶ月～産後6ヶ月までの方
妊産婦（多胎） （令和8年4月1日～）	母子健康手帳を交付された方で妊娠6ヶ月～産後1年6ヶ月までの方
けが人等 （令和8年4月1日～）	医師の診断書等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる方（必要と認められる期間。但し、診断書等の発行日から原則1年まで）